



今後のソーシャルビジネスの展開に向けて ー英国の施策を参考にー

1. はじめに

介護、教育、環境、貧困問題等の様々な社会的課題の解決は従来専ら行政の役割とされてきた。その後、社会的課題の増加、質的な多様化・困難化により、行政のみがこの役割を担うことは困難となってきたことに伴い、NPO のような非営利組織が現れてきたが、依然として社会的課題の解決は営利活動とは切り離されて捉えられてきた。近年注目されつつある、社会的課題をビジネスの形で解決することを目指すソーシャルビジネスは、従来営利主体と非営利主体との間に厳然として存在してきた境界線を跨ぐ活動であると言える。このような活動は、あくまでビジネスとして社会的課題に取り組むという革新性から日本においても着目されつつあるが、人材面、資金面等多くの課題を抱えている。

本稿は、ソーシャルビジネスの先進国とされる英国における関連支援施策を検討することを通じ、日本におけるソーシャルビジネスの更なる発展のためにそれらの施策を応用する可能性について示唆するものである。検討の手順としては、まず第2節において日本におけるソーシャルビジネスの現状及び課題を整理する。続いて、第3節において、英国におけるソーシャルビジネス支援に関する施策を紹介する。最後に、第4節においてこれら英国の支援施策を日本において応用する可能性について考察する。

2. 日本におけるソーシャルビジネスの現状と課題

(1) ソーシャルビジネスの定義

本稿においては、社会的課題をビジネスの課題で解決する活動を考察の対象とする。このような活動の呼称は一義的には定まっておらず、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス、ソーシャルエンタープライズ (social enterprise)、社会的企業などと呼ばれる。もっとも、コミュニティビジネスはその活動に地域的限定があるという意味を含んで使われることが多い。また、ソーシャルエンタープライズ又は社会的企業は事業自体を指すというよりも事業実施主体を指す語として用いられる¹。従って、本稿においては「社会的課題をビジネスの課題で解決する活動」を「ソーシャルビジネス」、そのような活動を実施する事業主体を「社会的企業」と呼ぶこととする。

経済産業省は平成 19 年度に全 6 回に及ぶソーシャルビジネス研究会を開催しているが、同委員会報告書はソーシャルビジネスを以下のように定義している²。

¹ 土肥は、ソーシャルエンタープライズを「広く社会的な事業領域にかかわる事業体」とし、「それらが社会的ミッションと事業収益活動の双方を直接に結びつけている事業」をソーシャルビジネスと定義付けることで、両者の関係を整理している。土肥将敦『『ソーシャル・ビジネス』概念の形成と課題：英国 Big Issue のストリート・ペーパー事業を中心に』一橋論叢、132 巻 5 号（2004 年 11 月）、768 頁、771 頁。

² 経済産業省『ソーシャルビジネス研究会報告書』（平成 20 年 4 月）3 頁。

本研究会では、以下の①～③の要件を満たす主体を、ソーシャルビジネスとして捉える。なお、組織形態としては、株式会社、NPO 法人、中間法人など、多様なスタイルが想定される。

①社会性

現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。

※ 解決すべき社会的課題の内容により、活動範囲に地域性が生じる場合もあるが、地域性の有無はソーシャルビジネスの基準には含めない。

②事業性

①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。

③革新性

新しい社会的商品・サービスや、それを提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。また、その活動が社会に広がることを通して、新しい社会的価値を創出すること。

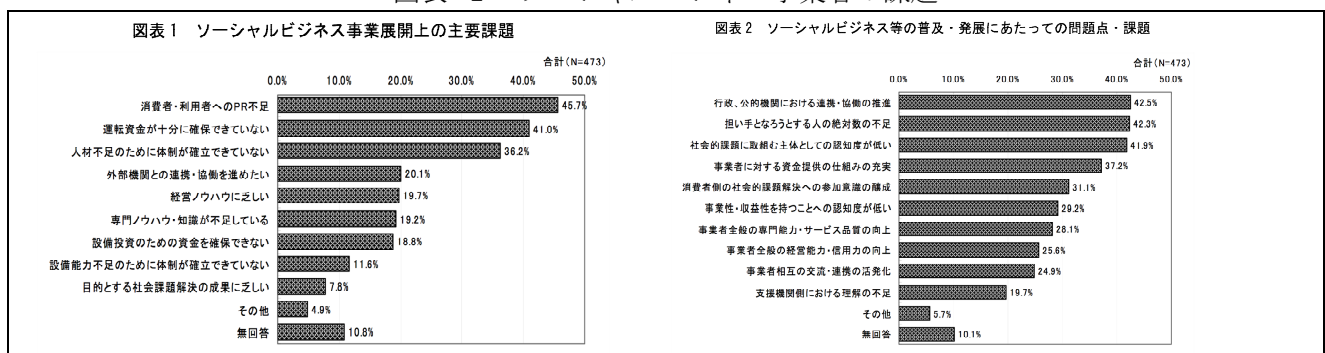
(2) 現状と課題

上に引用した定義にもあるように、ソーシャルビジネスは組織形態ではなく活動内容を指す語であり、このような活動は様々な組織形態により展開されている。従って、その事業者数や雇用規模の統計的算出は容易ではないが、ソーシャルビジネス研究会は、ソーシャルビジネス事業者を対象としたアンケート³と一般消費者を対象としたアンケート⁴を実施しているが、これらの結果に基づき、以下の通り推計している。

全国のソーシャルビジネス事業者数…約 8,000 事業者⁵
雇用規模…約 3.2 万人⁶
市場規模…約 2,400 億円⁷

また、事業者アンケートは、日本におけるソーシャルビジネス事業者が抱える課題についても調査している。これによれば、事業展開上の主要課題としては「認知度向上」(45.7%)、「資金調達」(41%)、「人材育成」(36.2%)の3つが上位となり、ソーシャルビジネスの普及にあたっての問題点・課題としては、「公的機関との連携・協働の推進」(42.5%)、「担い手不足」(42.3%)、「認知度が低い」(41.9%)、「資金提供の仕組みの充実」(37.2%)の4つが上位に挙げられている⁸。

図表 1 ソーシャルビジネス事業者の課題



3 「ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス事業者アンケート」(以下、事業者アンケート)は1,287団体に配布(平成19年11月)、215団体から回答があった(有効回答率16.7%)。

4 「社会的企業、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスについての意識調査」(以下、意識調査アンケート)は1,000人の一般の者或いはソーシャルビジネスの商品・サービスの利用者を対象にWeb上で実施された。

5 事業者アンケートの送付対象とした事業者数の民間総事業者数に対する比率を算出して推計。

6 事業者アンケートから推定される一事業者当たりの常勤従業員数から推計。

7 意識調査アンケートにおける年齢階級別ソーシャルビジネスの商品・サービス利用率内訳及び1ヶ月当たり利用額のデータを用い、日本の総人口に対する年間の総利用額を試算。

8 『ソーシャルビジネス研究会報告書』(前掲注2)9頁。

3. 英国におけるソーシャルビジネス

前節においては、日本におけるソーシャルビジネスの現状と課題を概観した。これを踏まえ、本節においては英国におけるソーシャルビジネス関連施策について検討する。なお、英国における関連施策は「ソーシャルビジネス」よりも「社会的企業（social enterprise）」をキーワードとして実施されているため、本節においても「社会的企業」という語を主として用いる。しかし、社会的企業とは単一の事業形態、法人格を指すわけではなく、「ソーシャルビジネスを実施する事業体」を指すことは 2（1）において既述したとおりである。

「社会的企業（social enterprise）」の語が最初に用いられたのが英国であることから推察される通り、英国においてはソーシャルビジネスが盛んに行われており⁹、具体的には、英国全体で事業者数 55,000、市場規模 270 億ポンド（約 5.7 兆円）、雇用規模は約 77.5 万人に及ぶとされている¹⁰。

このように英国においてソーシャルビジネスが盛んとなった背景として、ソーシャルビジネスを取り巻く環境が整備されているという点が挙げられる。具体的に日本と比較すると、以下の通りである。

図表 2 英国と日本の比較

	英国	日本
所管政府機関	英国内閣府第三セクター局が社会的企業支援セクションとして機能 ¹¹ 。	各省庁が様々な施策を実施 ¹² 。これらの施策を一元的にとりまとめる政府機関はない。
法人格	コミュニティ利益会社（Community Interest Company; CIC）という法人格が 2004 年新設。	特にソーシャルビジネスに特化した法人格は存在しない。
中間支援機関	様々な中間支援機関が存在しており、これらをネットワーク化する組織として、全国的規模で展開する Social Enterprise Coalition がある。	中間支援機関が未発達。

以下においては、図表 2 に挙げた 3 点に関して英国の現状を概観している。

（1）所管政府機関

内閣府第三セクター局は、その名の通り社会的企業を含む第三セクター全般を所管する部局である。2006 年以前は旧貿易産業省の社会的企業局が社会的企業関連施策を担っていたが、省庁改編により旧貿易産業省の一部と旧内務省の一部が合併し、新たに設立された第三セクター局にこの役割が移管された。なお、同局は内閣府の一部局ではあるが独自の大臣を擁する。ただし、コミュニティ利益会社制度の運営及び各地方におけるビジネスサポートはビジネス・企業・規制改革省の傘下組織である Community Interest Companies と地域開発公社がそれぞれ担っている。

同局は、「政府の役割は社会的企業を創り出すことではなく、社会的企業が成功することが可能になる環境を創出することである¹³」という立場に立ち、以下のような施策を実施している。

⁹ Freer Spreckley, *Social Audit - A Management Tool for Co-operative Working, Local Livelihoods*, (Beechwood College, 1981) (<http://www.locallivelihoods.com/Documents/Social%20Audit%201981.pdf>)

¹⁰ 事業者数及び市場規模については内閣府第三セクター局の『社会的企業行動計画』を、雇用規模については旧貿易産業省中小企業庁記者発表資料（2005 年 7 月 11 日）参照。

¹¹ ただし、コミュニティ利益会社の管轄はビジネス・企業・規制改革省である。

¹² たとえば、厚生労働省の地域創業助成金、経済産業省の企業・市民等連携環境配慮活動活性化モデル事業（環境コミュニティ・ビジネスモデル事業）等。

¹³ Office of the Third Sector, “Social enterprise action plan – Scaling new heights”（前掲注10）19 頁。

図表 3 内閣府第三セクター局の社会的企業関連施策

普及啓発	実際にソーシャルビジネスを行っている者を社会的企業大使に任命 ¹⁴
	学校教育プログラムにおける社会的企業の紹介
ビジネス支援	地域開発公社によるビジネス支援体制の強化
	ビジネスリンク ¹⁵ との連携（社会的企業関連情報の提供）
資金的支援	社会的企業を対象とする 1,000 万ポンドのリスクキャピタル投資ファンド創設
	休眠口座（dormant bank account）の活用検討
政府との協働	社会的企業を代表する諸団体との戦略的パートナーシップ
	自治体との契約における社会的条項（social clause） ¹⁶ 挿入の検討

（出所：経済産業省ソーシャルビジネス研究会（第4回）資料1、6頁を一部改変）

（2）法人格

英国においては 2004 年に制定された「2004 年会社（監査、調査および地域貢献事業）法」において、新たに「コミュニティ利益会社（Community Interest Companies; CIC）」という法人格が創設された。同制度が導入される以前は、英国における社会的企業の法人格としては、有限責任保証会社が 7 割弱を占めていた¹⁷。この法人格は、主にチャリティが非営利事業を行う際に利用されてきたが、非営利と営利の境界線を跨いだ事業主体である社会的企業にとって必ずしも適しているとは言えなかった。こうした背景を受け、「会社組織の柔軟性と確実性を兼ね備えた社会的企業の形態¹⁸」として、コミュニティ利益会社制度が創設された。

コミュニティ利益会社の特徴としては、以下の 3 点が挙げられる¹⁹。まず、設立に当たっては、「コミュニティ利益テスト」に合格する必要がある。このテストは、その社会的企業の活動の公益性を監査人がチェックするものである²⁰。第二に、利益配分の制限（「アセットロック」と称される）がある。すなわち、コミュニティ利益会社においては、事業利益は事業に再投資されるのが原則であり、資産や利益の出資者への配当・配分には制限がある。第三に、コミュニティ利益会社は、毎年度コミュニティ利益のための活動状況についての報告書を提出し、監査人の監査を受ける必要がある。

コミュニティ利益会社制度を利用するメリットとしては、社会的活動を行うという社会的認知の下に収益活動を行うことが出来、株式の発行も可能であるという点が挙げられる。もっとも、上述したように配当・配分に制限があるなど、全ての社会的企業に適する制度ではない。コミュニティ利益会社として登録している事業者は 2008 年 12 月 22 日時点で 2,321 事業者であり²¹、英国における約 55,000 と言われるソーシャルビジネス事業者数には到底及ばない理由もその辺りにあると考えられる。

（3）中間支援機関

中間支援機関とは、ソーシャルビジネスを実施する事業者の支援機関のことであり、活動に必要な資源を仲介・媒介して事業者を提供する機能を有することから、中間支援機関と称される。中間支援機関に期待される機能はいわばソーシャルビジネスのコーディネート機能であり、具体的には情報・ネットワーク、人材育成・人材発掘、マネジメント・資金支援、コーディネート、評価・認定等が挙げられる

¹⁴ Social Enterprise Ambassadors (<http://www.socialenterpriseambassadors.org.uk/>)

¹⁵ ビジネスリンクとは、英国においてビジネスを行う際に必要な情報をまとめて提供している政府運営のウェブサイトである。また、助言サービスも提供している。社会的企業の設立については以下のページに記載がある。
(<http://www.businesslink.gov.uk/socialenterprise>)

¹⁶ 自治体が、入札参加企業に対して、訓練の提供や地元における雇用創出等について要求する規定。

¹⁷ 樋口一清「英国における社会的企業政策の新たな展開」『信州大学経済学論集』第 55 号（2006 年）23、25-26 頁。

¹⁸ 「英国における社会的企業政策の新たな展開」（前掲注17）、26 頁。

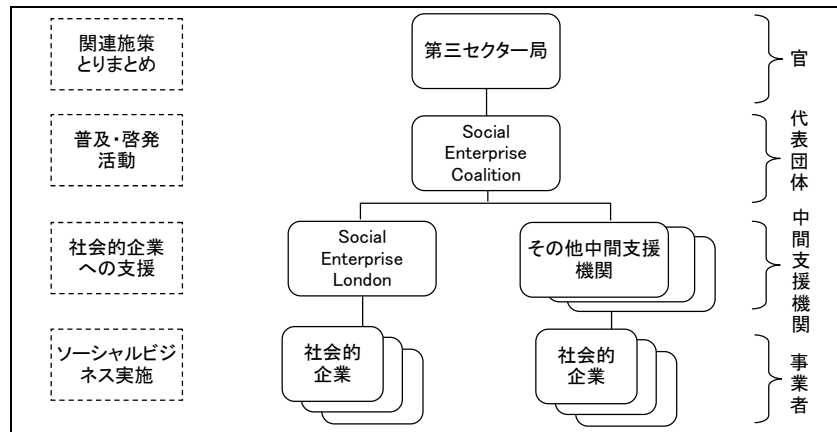
¹⁹ ソーシャルビジネス研究会報告書（前掲注2）、21 頁。

²⁰ 監査人は、社会的企業に造詣が深い者等が政府から独立した存在として政府から任命される。

²¹ List of Community Interest Companies (<http://www.cicregulator.gov.uk/coSearch/companyList.shtml>)

22. 英国においては、Social Enterprise London のような地域的な中間支援機関に加え、Social Enterprise Coalition という全国的なネットワークが存在する点が特徴である。以下に、Social Enterprise Coalition の概要について述べる²³。

図表 4 英国における社会的企業の支援体制



Social Enterprise Coalition は、メンバー支援団体 64 団体、10,000 社以上の社会的企業ネットワークを有する、全国規模の代表団体である。同団体は、様々な中間支援機関、社会的企業等を結びつけて 2002 年に設立された。Social Enterprise Coalition は全国規模の代表団体として、特に普及啓発活動に力を入れており、以下のような活動を展開している。

- ✓ 社会的企業に関するロビー活動の展開（政治家へのアプローチやマニフェスト作成等）
- ✓ 社会的企業大使プログラム等の一般社会への普及活動
- ✓ 社会的企業に関する調査とその成果の共有
- ✓ 法律や会計に関する専門家との連携体制の構築
- ✓ 成功事例の表彰
- ✓ カンファレンスの主催

以上の通り、Social Enterprise Coalition は、個々の社会的企業に対し支援を行うというよりも、英国における社会的企業の地位向上や知見の共有等を主要な任務としている。

4. おわりに代えて—英国の施策の日本への応用可能性

前節において紹介した英国のソーシャルビジネス関連施策は、日本におけるソーシャルビジネスの今後の発展に大いに示唆を与えるものである。以下においては、前節において紹介した諸施策の日本における応用可能性について検討することで、おわりに代えることとしたい。

（１）関連施策を担当する窓口部局の一元化

英国においては、内閣府第三セクター局が官における様々なソーシャルビジネス関連施策を一元的にとりまとめる所管政府機関となっているのに対し、日本においてはそのような機関が存在しない。日本におけるこの種の活動に対する官の支援については、その質・量の不足ばかりが批判される嫌いがあるが、実際のところ、各官公庁及び自治体は様々な支援活動を実施している²⁴。それにも関わらず官の支援不足が言われる原因としては、第一に、法人格の問題とも絡むが、ソーシャルビジネス事業者には様々

²² ソーシャルビジネス研究会（第3回）資料1「ソーシャルビジネスと中間支援機関の役割について」

²³ Social Enterprise Coalition (<http://www.socialenterprise.org.uk/>) ソーシャルビジネス研究会（第4回）資料1「海外におけるソーシャルビジネス及びその支援策に関する報告」12頁参照。

²⁴ ソーシャルビジネス研究会（第1回）参考2-1「国内におけるソーシャルビジネス支援制度の概要（都道府県）」、参考2-2「国内におけるソーシャルビジネス支援制度の概要（中央省庁）」がそれぞれ支援制度の一覧表を提供している。

な事業形態があり得るが、支援制度は大抵特定の事業形態のみを対象としている。そのため、「ソーシャルビジネスの支援制度」という形で把握されにくい。第二に、各種支援策が一元的に取りまとめられていないため、十分な情報収集能力を有していない事業者は、大量の情報の中から自団体に適した支援制度を見つけ出すのに苦慮することとなる²⁵。従って、いずれかの省庁において一元的なソーシャルビジネス支援窓口部局を設置することは、事業者にとって大いにメリットがあると考えられる。また、一元化は事業者にとってのメリットのみならず、ソーシャルビジネスに関する政策の一貫性という観点からも望ましいものと思われる。

（２） 新たな法人格の創設

次に、法人格については、ソーシャルビジネス事業者は現在 NPO 法人、株式会社その他の組織形態をとっているが、英国のように新たな法人格を創設することは、以下の点でメリットがあるだろう。まず、現在日本におけるソーシャルビジネス事業者の大半は NPO 法人であるが、NPO 法人は出資を受けられないため資金調達的手段が限られるという欠点がある。一方、営利法人として活動する場合、その活動が社会性を有することを説明することは NPO 法人よりも困難である。従って、よりソーシャルビジネス事業者の実態に合った新たな法人格を創設することで、このような欠点を克服出来ると考えられる。また、法人格創設に当たっては、英国のコミュニティ利益テストのように一定の認証制度を設けることで、活動の社会性への裏付けを与えることも出来る。もっとも、新たな法人格の創設においては、既存の関連法制との整合性を確保する必要がある点については論を俟たない。

（３） 中間支援機関間のネットワーク

最後に、中間支援機関間のネットワークが挙げられる。現在日本においても中間支援機関は存在しているが、ソーシャルビジネス研究会報告書において、ソーシャルビジネス事業者のみならず中間支援機関についても人材不足が指摘されていることから推察されたとおり、中間支援機関の現状は十分とは言えない。一方で、官が直接各支援機関の底上げを図るのは容易ではない。そこで、英国の Social Enterprise Coalition のような中間支援機関間のネットワーク組織を利用して全国の中間支援機関を連携させ、各機関のレベルアップに繋げることが考えられる。

これら（１）～（３）の施策の導入は、本稿 2（２）において言及した日本におけるソーシャルビジネスが抱える課題の解決に資するものと考えられる。例えば、窓口部局の一元化は、ソーシャルビジネス事業者が公的な支援制度を利用する可能性を増やすことで「公的機関との連携・協働の推進」につながるであろうし、新たな法人格の創設は、社会的課題に取り組む事業主体としての「認知度向上」に資する。又、法人格の内容次第では、ソーシャルビジネス事業者は現在よりも多様な「資金調達」手段を用いることが可能になる。

なお、ソーシャルビジネス研究会が実施した事業者アンケートにおいては、人材不足及び人材育成の必要性についても強く認識されていた。これらの課題の直接的な解決策として、ソーシャルビジネスを担う人材を育成するための大学院レベルの教育の充実が論じられることがある。確かに、そのような人材を育成する教育機関は日本に未だ少ないが、近年におけるソーシャルビジネスに対する学生の関心の高まりを反映して、教育プログラムの整備は徐々に進んでいる²⁶。一方、ソーシャルビジネスを担う人材の充実化のためにその必要性がしばしば指摘されているにも関わらず遅々として進まない点として、人材の流動化の推進がある。すなわち、ソーシャルビジネスの起業やその運営には、官公庁、一般企業その他における経験が有用と考えられるにも関わらず、セクター間の移動が余り見られないのが現状である。上記（１）～（３）の施策の導入により社会的企業の認知度向上やその活動環境整備を行うことは、より優れた人材がソーシャルビジネスに参入するインセンティブとなり、人材流動化推進の一助となることが期待出来る。

²⁵ 国内におけるソーシャルビジネス支援制度をまとめた上記資料（前掲注24）はその意味で評価すべきものではあるが、これらはあくまでソーシャルビジネス研究会の配布資料であり、ソーシャルビジネス事業者への情報提供を目的として作成されたものではない。

²⁶ 現在日本において大学院レベルでソーシャルビジネスを担う人材の教育を行っている例としては、東京工業大学大学

【参考文献】※URL については全て 2008 年 12 月 25 日最終アクセス

- ・ 経済産業省 ソーシャルビジネス研究会 配布資料等
(http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/k_3.html)
- ・ 経済産業省『ソーシャルビジネス研究会報告書』（平成 20 年 4 月）
- ・ 障害者職業総合センター『EU 諸国における社会的企業による障害者雇用の拡大』資料シリーズ No.40（2008 年 3 月）
- ・ 土肥将敦『『ソーシャル・ビジネス』概念の形成と課題：英国 Big Issue のストリート・ペーパー事業を中心に』『一橋論叢』、132 巻 5 号（2004 年 11 月）、768-789 頁
- ・ 中川雄一郎「コミュニティ利益会社（CIC）と社会的企業」『協同の発見』、第 155 号（2005 年 6 月）8-13 頁、第 157 号（2005 年 8 月）25-31 頁
- ・ 樋口一清「英国における社会的企業政策の新たな展開」『信州大学経済学論集』第 55 号（2006 年）23-33 頁
- ・ Office of the Third Sector, “Social enterprise action plan – Scaling new heights” (2006)
(http://www.cabinetoffice.gov.uk/media/cabinetoffice/third_sector/assets/se_action_plan_2006.pdf)
- ・ Skoll Centre for Social Entrepreneurship
(<http://www.sbs.ox.ac.uk/skoll/Home.htm>)
- ・ Social Enterprise Coalition
(<http://www.socialenterprise.org.uk/>)

（第 231 号 2009 年 1 月発行）